

副本

令和 5 年（行ウ）第 81 号、令和 5 年（行ウ）第 162 号、令和 5 年（行ウ）
第 372 号

オンライン資格確認義務不存在確認等請求事件

原 告 須田昭夫 ほか

被 告 国（所管行政庁：厚生労働大臣）

証拠説明書(2)

令和 5 年 11 月 30 日

東京地方裁判所民事第 51 部 2D 係 御中

被告指定代理人

山 寄 仁



大須賀 謙一



針 生 淳



高 橋 渚



松 本 夏 実



大 江 裕 貴



小 磯 卓 也



山 根 清



中 村

桂 五 生 代

吉 田

啓 五 生 代

平 井

就 弘 五 生 代

鋤 持

智 洋 五 生 代

大 田

康 裕 五 生 代

宮 崎

希 五 生 代

奥 村

翔 太 五 生 代

山 室

慶 一 郎 五 生 代

略称等は、準備書面の例による。

号証	標　　目 (作成者)	作成年月日	立証趣旨
乙45	健康保険法の解釈と運用 平成29年度版(抜粋) (株式会社法研)	写し 平29.7	健康保険法70条1項は、保険医療機関等の責務として、「厚生労働省令の定めるところに従い、療養の給付を担当する」ことを規定するものと解されていること等
乙46	「オンラインによる、照会成功件数および照会不可件数」と題する書面 (社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)	写し 令5.10.20	オンライン資格確認の導入に伴い、一部の医療機関等において、一時的に、被保険者の資格がないと表示されるような事象等が発生しているが、被告においては、そのような事象の原因と対策等について公表し、保険者による迅速かつ正確なデータ登録のための態勢を確保するとともに、全保険者においてオンライン資格確認等システムへの登録データについて点検することによって、上記事象等を今後減らしていくよう取り組んでいること等
乙47	オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の確保 (厚生労働省・デジタル庁)	写し 令5.2.17	同上
乙48	オンライン資格確認等システムへの登録データに係る全保険者による点検結果 (厚生労働省)	写し 令5.9.29	同上
乙49	マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について (厚生労働省保険局長)	写し 令5.7.10	上記事象によってオンライン資格確認による患者の被保険者資格の確認ができなかった場合、医療機関等における窓口負担や診療報酬請求について、被告が、患者及び医療機関等に経済的不利益が及ばないようその取扱いを明確化し、医療現場への周知徹底を図っていること等

乙50 の1	オンライン資格確認導入事例 (社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータル サイト)	写し 印刷	令5. 10. 11	オンライン資格確認を導入した医療 機関から、患者の受給資格を確認した り、資格情報を手入力したりする業務 負担が大きく減少したという声や、將 来的な医療の質の向上を期待する声が 多数寄せられていること等
乙50 の2	オンライン資格確認導入事例 (社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータル サイト)	写し 印刷	令5. 10. 11	
乙50 の3	オンライン資格確認導入事例 (社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータル サイト)	写し 印刷	令5. 10. 11	
乙50 の4	オンライン資格確認導入事例 (社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータル サイト)	写し 印刷	令5. 10. 11	
乙50 の5	オンライン資格確認導入事例 (社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータル サイト)	写し 印刷	令5. 10. 11	
乙51	オンライン資格確認等システム導入医療機関・薬局へのヒアリング (厚生労働省)	写し	令4. 8. 19	オンライン資格確認を導入した医療 機関等から、上記と同様の意見に加え、 診療報酬の過誤請求事案及びそれに伴 い返戻されたレセプト（診療報酬明細 書）の処理に係る事務が減少したとい った意見が出されていること等
乙52	資格関係事由により保険者か ら医療機関等へ返戻となつた レセプトの状況 (社会保険診療報酬支払基金)	写し	令5. 10	オンライン資格確認の本格運用の開 始前後で、レセプトの返戻件数が減少 していること等
乙53	「保健医療機関等及び保険医 等の指導及び監査について」 の改正について (厚生労働省保険局長)	写し	平20. 9. 30	オンライン資格確認を導入しない保 険医療機関等に対して、個別に改善を 促してもなお、同資格確認を導入しな い場合に行う個別指導の内容等
乙54	医療指導監査業務等実施要領 (指導編)	写し	令5. 4	指導大綱上、個別指導の際の弁護士 の帯同及び指導内容の録音は禁止され

(厚生労働省保険局医療課医療
指導監査室)

ておらず、申し出があれば原則として
認める運用とされていること等